

2002年9月27日

社団法人電気通信事業者協会 御中

第一種電気通信事業者 各位

特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク

理事長 長尾治助

連絡先 〒604-8106

京都市中京区烏丸御池東入アーバネ

ックス御池ビル東館6階

御池総合法律事務所

電話 075-222-0011

FAX 075-222-0012

弁護士長野浩三（理事・事務局長）

申入書

当NPO法人は、消費者契約に関する調査、研究、救済、支援事業等を通じて消費者の権利擁護を目的とする、消費者、消費生活相談員、学者、司法書士、弁護士らで構成しているNPO法人です。

従来から携帯電話端末販売代理店等が顧客と締結する携帯電話端末販売契約には不当な条項が見受けられましたが、当NPO法人は、これらの契約に関し現在用いられている不当条項について検討しましたので、その検討結果を基に、貴協会並びに各位に対し、下記のとおり申し入れます。

第1 申入の趣旨

携帯電話端末販売代理店等（第一種電気通信事業者と直接代理店契約を締結している代理店のみならず、いわゆる子代理店、孫代理店を含む。以下単に代理店等をいう。）に対して、顧客との間で、一定期間内の解約を制限したり、その期間中に解約等をした場合に違約金を徴収するなどの不当な契約を締結することのないよう、なお一層の指導の強化、徹底を行うとともに指導を実効あるものとする措置をとられたい。

第2 申入の理由

- 代理店等が顧客に携帯電話端末を販売する際、端末価格を大幅に値引きする一方（場合によっては端末価格を無料とし）、顧客に対して一定期間の解約を制限し、制限期間内の解約に対して高額の違約金の支払を約束させるといった契約が、現在においても、広く一般的に行われている。

かかる契約形態にまつわるトラブルは、携帯電話が広範に普及し始めた平成7、8年ころから急増し、これに対処するため、平成8年には郵政省（当時）電気通信局長名にて責協会に対して上記申入の趣旨と同旨の指導がなされたほか（「代理店の営業活動の適正化について」平成8年11月12日）、責協会においても、平成9年に「代理店の営業活動に対する倫理要綱」を改正して、第一種電気通信事業者において解約制限や違約金請求を行わないよう代理店の指導に努めることとしているところである。

2 しかしながら、第一次代理店はともかくとして、いわゆる子代理店、孫代理店等においては、かかる指導が徹底されず、未だに解約制限及び違約金請求が当然のように横行している現状にある。

特に、インターネットを通じた通信販売等においては、契約拘束期間を1年とする業者や、5万円という高額な違約金を定める業者なども見受けられる。

かかる契約条項は、本来事業者側が負担すべき途中解約に伴う負担を一方的に消費者に転嫁して事業者側の利益を確保しようとするものであって不当であることはいうまでもないが、平成13年4月に施行された消費者契約法9条1号の規定（解約に伴う損害賠償の予定の制限）に反し、無効な条項であることは明白である。

3 第一種電気通信事業者と直接の代理店契約を結んでいる代理店であればもちろんであるが、そのような直接の代理店契約を結んでいない業者であっても、各事業者の携帯電話端末を販売し、利用契約の取り次ぎを行っていることに変わりはなく、これにより各事業者は利益を得ているのであるから、各事業者には、代理店等においてかかる不当な契約が用いられないよう指導監督すべき義務があるというべきである。

については、責協会並びに第一種電気通信事業者各位において、かかる携帯電話の契約実態を調査するとともに、代理店等に対して、顧客との間で、一定期間内の解約を制限したり、その期間中に解約等をした場合に違約金を徴収するなどの不当な契約を締結することの無いよう、なお一層の指導の強化、徹底を行うほか、かかる不当な契約を締結する代理店に対しては、端末出荷の停止等、指導を実効あるものとする措置をとられるよう求めるものである。

4 本申入に対して責協会並びに各位での対応等も含めて文書で回答されるようお願いします。